



ともしび運動
ともに生きる福祉社会づくりをめざして

“KANAGAWA” 福祉タイムズ

2005 **10** No.647

発行日 2005年(平成17年)10月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/
編集発行人 米倉孝治
定価 100円(税・郵送料込)
印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「幸せな子ども時代を伝えたい」神奈川県里親会の会長を務める星野崇さんと奥さんの庸子さんは、大勢の家族で暮らすのが夢だった。15年前に里親を始め、今まで短期を含めて11人の里親になり、現在は3人のお子さんの里親になっている。夫妻は「いつもこの子たちからエネルギーをもらっています。反発もして大変なこともあるが、優しさや思いやりなど素晴らしいものを一杯秘めています。子どもたちが成長していく姿は何とも言えない嬉しさがあります」と目を細めながら話していました。(写真・文 菊地信夫)



今年(戦後六十年)人間にしてみれば還暦を迎える年で、思えば長い月日です。

私が終戦をむかえたのは小学二年生で、現在の韓国ソウル市でした。長男の私の下には三人の妹がおり、引き揚げて来るにも親は大変な苦勞をしました。

食べるものもなく、買い出しの手伝いをさせられたことは、とてもつらいことでした。

終戦の年の大晦日はとても寒い日だったと記憶しています。少し離れた場所の大きな豆腐屋では、午前三時頃に「おから」を売ると言う話が伝わり、前日の午後十一時頃には行列ができました。私は母親と二人でどんぶりを持って並んでいました。除夜の鐘が鳴り、誰ともなく「おめでどう」と挨拶をしているのを覚えています。

何時もより早く店が開き、行列が動き始め、明るい店内はもうもうと湯気が上がり、大柄のおじさんが私のどんぶりに大盛りに「おから」を入れ、「おめでどう」と言いながら、その上に一枚の油揚げをのせてくれました。寒さと人の暖かさに思わず涙が出てくるのを見て、周りの人たちが暖かく笑ってくれました。私が数え年九歳の忘れることのできない思い出です。

神奈川県民生委員児童委員協議会
広報委員長 鈴木立也

目次.....CONTENTS

- 法令遵守はよりよいサービス提供のための礎.....2・3・4
- 第五十回神奈川県身体障害者福祉大会開催.....5
- 児童相談所長との連絡調整会議の開催.....6
- 長寿社会開発センターいきいきはつらつ.....7
- 連載・サービスを生む・育てる(7).....10・11

法令遵守はよりよいサービス提供のための礎

個人情報保護法への具体的対応を中心に

前号では、法令遵守（コンプライアンス）の基本的な考え方や仕組みを中心にご紹介しました。

どのような分野の事業者であっても法令や法人理念などの遵守により、社会的信頼を獲得、維持していくことが今後ますます重視されることは前号でお伝えしたとおりです。

今号では、本年四月に法が全面施行されたことにより事業者の体制整備が急がれる「個人情報保護」への対応のあり方を中心におきながら、利用者の自立生活支援という特性をもったサービスを提供する福祉分野の事業者に求められる法令遵守への対応について、引き続き考えていきます。

個人情報保護法の対応への困惑

去る八月下旬、本会施設部会が開催した、個人情報保護法（以下、「法」という）への対応をテーマにした研修会には、予想をはるかに超える三百六十名の参加がありました。

参加者から寄せられた質問では、法の解釈に関すること、日常のサービス提供場面で対応に苦慮していることなどが次々と挙げられ、福祉の現場において法への対応をはかる中で、多くの事業者が少なからず戸惑いを感じている様子が窺えました。（質問内容及び回答については本紙三面・四面を参照）。

法の趣旨を正しく理解する

法は、その第一条で「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としているとおり、個人情報の取り扱いの禁止ではなく、取り扱いの適正化をはかるうえで事業者が行うべき義務事項について定めています。

適正な取り扱いのためのルールとしては、「取得・利用に関するルール」、「適正・安全管理に関するルール」、「第三者提供に関するルール」、「開示等に応じるルール」の4つがあります（詳細は内

閣府のホームページを参照のこと
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/index.html>。

福祉現場におけるサービス利用者の個人情報の取り扱いにあっても、これらのルールが適用されることとなります。

事業者は体制整備を

国では、事業者の取り組みにあたって重要な事項として①プライバシーポリシーの策定・公表等事業者が行う措置の対外的な明確化、②事業者内部の責任体制の確保のための仕組みの整備と委託先の監督体制の確保、③従業者の個人情報保護意識の徹底をはかることを挙げています。また、各事業分野での取り組みについてガイドラインを示しています。

法が規定する個人情報取扱事業者の要件に該当しない場合であっても、個人情報を取り扱う以上はこれらを遵守することが求められます。

生活支援サービスとつな

福祉サービスは「利用者の自立生活支援」を目的とするものですが、サービス利用者の生活は特定の事業者のみの関わりだけで完結するものではありません。生活支援のためには、他のサービス提供

機関や地域との連携が不可欠となります。

福祉サービスにおける個人情報保護への対応において、事業者が直面している課題には、連携する他機関への利用者の個人情報の提供についてや、意思表示が困難な利用者の本人同意に関すること、虐待など権利が侵害されている利用者の個人情報の取り扱いと例外事項の解釈についてなどがあります。いずれも具体的な実態に合わせたルールの適用については判断が難しいものも多く、事業者としては、各種セミナーなど学習機会の活用や弁護士などによる助言を得る仕組みをもつなどの努力が求められます。

サービス利用者にとつての最善

法の全面施行から半年が経過し、新聞紙上などでは個人情報の管理事故と共に、取り扱いに慎重な対応をしている事例についての記事も目にするようになりました。

リスクを回避することは事業者の責務であり、より慎重な対応をはかること自体は望ましいことといえますが、それは「サービスの利用者にとつての最善の利益に配慮しつつ、はかられた対応であるか」ということが問われます。利用者不在のまま事業者側の都合だ

けで取り組みをすすめた場合、結局はサービスの質の低下を招き、利用者の信頼感を損なうことにもなりかねません。

福祉分野において利用者優先の姿勢で取り組むことは当然です。このため利用者にとって最善のサービスを提供すると法令に定められたルールを遵守することの両面をふまえながら、個人情報保護への対応をはかることがより強く求められます。

事業者に求められる高い倫理観

一方で、利用者にとって最善のサービスの提供というのを考えた場合に、事業者が陥りがちな落とし穴があります。

福祉サービスの利用者には自己決定や自らの意思を他者に伝えることに困難を抱える方も多く、事業者の支援を必要としますが、時として「利用者のために」という思いが先行して、事業者が利用者に代わって判断をし、代行をすることがあります。

もちろん利用者の心身の状況などによっては事業者がその専門性を発揮し、利用者の代弁をすることで権利利益を保護することが求められる場合もあり、一概に否定されるものではありません。

しかし、とかく自身の振る舞い

は自身には見えにくく、無自覚に利用者の個人情報や第三者に伝えてしまうことなどもあります。

これらのことは、個人情報の取り扱いの問題を超えて、人権の侵害につながる場合もあり、事業者は法令の規定や法人の規範などに照らして常にふりかえりを行い、自ら襟を正していくことが欠かせません。事業者には高い倫理観に基づく自己の客観的検証を行う力量を備えることが求められます。

社会的信頼という財産

法令遵守は目標でもなければスローガンでもありません。事業者にとって、社会に対して果たすべき基本的な義務です。

事業者に求められる法令遵守事項は個人情報保護だけでなく、情報公開や情報提供、苦情解決対応など様々あります。

その遂行には地道な努力の積み重ねを必要とします。目に見える成果があるものでもありません。しかし、社会的信頼という貴重な財産を獲得するためには事業者にとって不可欠な取り組みであることは間違いありません。

福祉事業者は県民からの厚い信頼と期待を裏切ることのないよう、一層の努力が求められます。

(正画課)

8月29日本会施設部会研修会における質問とコメント(監修 栗原勤:弁護士・本会福祉施設経営指導事業専門相談員)

キーワード	種別	現場での課題と質問	コメント
(1) ケース記録の作成と扱い方	児童・母子	① 児童に関わる「記録」の管理と、本人や保護者からの開示請求への対応は(児童相談所より提供を受けた児童票の扱い、施設で作成する育成記録の扱いなど)。	本人からの請求があれば、原則として、開示しなければならぬことを前提に個人情報を取得・保有する必要があるが、法では次の3つの例外を認めている。①本人または第三者の権利利益を害する場合、②当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、③法令に違反することとなる場合であり、このケースでは、「児童相談所より提供を受けた」とあり、児童相談所と施設との関係性や信頼性において支障を及ぼす恐れがあると考え、開示しなくともよいと判断できる。
		② 個人情報の開示を前提に、施設側がケースに対して判断した表現を、どの程度まで記載してもよいのか。客観的事実のみで、ケースに対する思い入れを記載してはいけないのか。	事実と意見をできる限り整理して記録する必要がある。組織方針にそった意見であれば記載は可。個人の思い入れは不可。ケース会議などを通じて組織としての客観的な判断を記載していくこと。従来の記録の中で掲載していたサービス利用者の趣味・嗜好や行動などが、利用者本位のサービスを実現するために本当に必要なものかどうかなどを再点検することが大切。
		③ ケースカンファレンス実施時の、情報の取り扱いへの配慮。	事前に通知した利用目的の範囲内で利用することに関しては特に問題がない。当初の利用目的を逸脱する場合は、同意を求めると、同一事業所で職員がミーティングに際して利用者の個人情報を利用する場合には、情報の第三者提供には直接あたらない。
	障害	④ ケア会議の資料作成にあたって、どこまで記載は可能か。福祉事務所ワーカー、利用施設担当、ヘルパーステーション、ドクターが入った場合、保護者との関係ではどうか。	個人情報本人から直接取得することが原則。第三者から取得した場合には、その旨を通知すること。また、サービス提供のために他事業者へ個人情報を提供する場合は、どの様な種類の事業者にも、どの様な形態で提供するかを明示する必要がある。特定の事業者と個人情報を共同利用する場合は、その目的と範囲、管理責任者を利用目的に掲げること。予め、連携が予定されている場合は、重要事項説明書などに連携する事業者の概要を記載しておくことよい。なお、介護保険法に基づく運営基準では、施設サービス事業者が居宅サービス事業者に利用者の個人情報を提供し、居宅サービス事業者がサービス担当者会議等で、利用者や家族の個人情報をを用いる場合、予め文書で同意を得ることが定められている。
(2) 障害特性への配慮	障害	① 相談業務そのものがアウトなものであり、どの時点で書面の確認なり、契約なりをしたら良いのか。	相談業務の場面とケアマネジメントの場面を区別すること。相談場面であれば必要な範囲での記録を行う。ケアマネジメントに入った段階では、個人情報の取り扱いについての十分な説明を行い、同意を得た上で、契約を行う。事業所における業務マニュアルの徹底を図ること。
		② 利用者へ説明するのに、根拠となるものがない場合(役所名で発行されたものがある場合はよいが)に、単に施設からの発信書類で有効になるのか。	相談の段階での契約書の取り交わしまでは必要ないと思われる。両ガイドラインⅢ-2では、利用目的を本人が認識できる状態におくための留意点として次の3つを挙げている。①開示により公表する場合、受付の近くなどに大きな文字などで利用目的とその内容を表示する。②受付時、サービス利用開始時、入所時には、個人情報の利用目的について十分な説明を行う。1回の説明だけでは十分な理解が得られない場合は、落ち着いた時期に改めて説明を行ったり、サービス提供に係る計画等に個人情報の取扱いを記載する。③本人や代理人、家族の希望がある場合は、詳しい説明や利用目的の内容を記載した書面を交付する。
		③ 新規の相談を受けた時、プライバシーポリシー等の説明を行うこととなるが、相談者と事業所間で個人情報の扱いについて、契約書の取り交わしは必要か。	判断能力に欠ける重度の知的障害者や認知症の高齢者の場合は、本人の同意を得ることができないため、成年後見制度に基づく後見人等の法定代理人から同意を得る。成年後見制度を利用して、家庭裁判所に申し立てを行い、後見人等を選任する必要がある。ただし、人の生命・身体等の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合(例えば、緊急入院など)は、同意がなくてもよい。意思が不安定で、判断能力が不十分な場合は、本人の同意を得るほか、家族の同意も得ておくことが望ましいとガイドラインにある。
		④ 意思確認が困難な重度の知的障害者に対して、個人情報の取り扱いに関する同意をどう取るのか。成年後見制度の活用がこの点からも必要度が増しているように思うが、どうするのか。	病院への付き添いで氏名、年齢、病歴等の代筆、医師の問診に関する仲介の場合、利用目的に盛り込まれていなければ問題は無い。サービスの一端として代筆、仲介を行うことを事前(入所時)に説明し、同意を得ておくことが必要。重度の場合は成年後見制度を利用し、後見人(入所時)の同意を得ておくこと。視覚障害の方の代筆、代読についても問題は無い。
		⑤ 認知症、知的障害のある方への代筆、仲介はどこまで可能なのか。視覚障害の方の代筆、代読はどこまで可能なのか。	

キーワード	種別	現場での課題と質問	コメント
(3) 名簿情報、 連絡網、行事、 広報活動での配慮	保 育	① 卒園児のアルバム、住所録、職員住所録などの扱い。	<p>ポイントは、入園・入所時に個人情報の取り扱いについて、十分な説明を行い、施設の方針や考え方を示し、全員の同意が得られるように努力をすることである。全員の同意が得られなければ、同意が得られた範囲で利用するか、利用はできない。住所録は、今後はますます利用が難しくなるものと思われる。電話番号の記載については配慮が必要がある。しかし、緊急時連絡網などは、サービス提供上必要なものと考えられるので、掲載内容、共同利用の範囲を決めて、取り扱う必要がある。</p> <p>不特定多数の方々が入り出す保育園の中には、①本人を特定できるもの（顔写真やシューズボックスなど）の掲示を行わない、②保護者が、園を通して個人的に他の保護者に連絡をとる場合は、相手の承諾を得た上で教える、③保護者が発行する卒園アルバムは、発行者の責任において発行していただくことを保護者に周知しているところも出てきている。</p> <p>写真の掲載については、本人の同意が得られた範囲で利用することは問題がない。必要に応じて、マスキング、切り抜きなどで対応することも考えられる。</p> <p>なお、居室の表示についても、同意が得られない方については表示をしない、面会簿については個票形式に変更する、外出簿については直接サービスに関係する職員が管理するといった配慮が必要である。</p>
		② 夫婦別姓のため、園児の表示を全て名前のみにしてほしいという要望と他の園児の扱いに苦慮している。	
		③ 父母の会文集や行事写真の貼り出し、誕生会のお祝いボード、作品展で個人名を表示することについて。平仮名、フルネームで表示していたが、今年は保護者に、作品展に名前が平仮名で表示される旨、伝えた上で掲示することに。クラス懇談会で扱いを決めてもよいのか。又書で保護者の了解をとった方が良いのか。	
	老 人	④ 居室の入り口に氏名の札を下げるごと、玄関受付にて週記の面会簿、また外出簿の扱い方。	
		⑤ 保護者氏名・電話番号を記載した緊急連絡網を、保護者会の了解を得て作成・配布しているが、留意点は、	
	社 会	⑥ 施設対抗スポーツ大会等の名簿の取り扱い。	
		⑦ 年末に配布する利用者・職員住所録への配慮。	
		⑧ 旅行時等保険や減免を受ける場合の身障手帳のコピーや、氏名・年齢などを提出する問題。	
	⑨ 広報紙やホームページでの顔写真などの取り扱い。		
(4) 説明責任、 第三者提供 の留意点	児 童	① 虐待ケースにおいて、18才未満児であるため、本人の同意だけでなく、保護者の同意を必要とすること。	<p>①②個人情報の取得に際しては、本人が未成年者・被後見人である場合、同意は法定代理人である親権者あるいは後見人から得なければならない（本人に一定の判断能力がある場合は本人からも同意を得ることが望ましい。逆に、被後見人ではないが、判断能力が不十分だと考えられる場合、本人の同意は不可欠だが、家族の同意も得ることが望ましい）。なお、利用者である未成年者・被後見人から「家族に関する個人情報」をその家族の同意なく取得することはできない。判断能力が不十分な場合も同様で、必要な情報は家族から直接取得すること。</p> <p>第三者提供のポイントは、本人の同意が取れているかどうかにある。法は、その上で、人の生命・身体等の保護に必要で本人の同意を得ることが困難な場合など一定の場合、本人の同意がなくても目的外利用を認めている。保護者の同意についても同様で、児童相談所と相談の上、対応を図ればよいと思われる。</p> <p>③（1）後半に記載のとおり（どのような形態で提供するかを明示する。特定の事業者と共同利用する場合は、その目的と範囲、管理責任者を利用目的に掲げる。予め連携が予定されている場合は、重要事項説明書などにその事業者の概要を記載しておく。）</p> <p>④複数作成する必要はない。法では、利用目的を「できる限り特定」することを求めている。本人が、どのような目的で、どのように利用され、その利用が目的の範囲内か範囲外かを判断できる程度であればよいと思われる。法的には押印がなくとも有効であるが、念のために押印をいただいている方がよい。</p> <p>個人情報のお三方提供にあたるため、Bの同意が得られれば、必要な範囲で提供しても問題はないが、Aの本人確認とともに、理由を聞いて、Bにもその旨を伝えること。</p> <p>入退所、移動に関しては、原則として、本人の同意を得ること。その際、予め時間をかけて十分な説明を行うとともに、掲示板などに理解できるように表示を行うことなどが必要であると思われる。本人が同意しない場合は、周知は行わない。</p> <p>死亡した人の情報は個人情報に含まれないので、公表してもよい。ただし、亡くなった方の情報でも、生存する遺族の方に関連する情報が含まれている場合があるので注意が必要。また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」では、遺族からの診療情報等の開示について、特設の配慮を求めている。</p> <p>入院している本人の了解が得られれば、MSWの了解を得る必要はない。また、本人の同意が得られた範囲であれば、病室程度は教えてもよいと思われる。</p> <p>プライバシー情報とは、個人の私生活上の事実に関する情報、また社会一般の人が知らない情報、一般人なら公開を望まない内容の情報の条件を全て満たすものである。混乱を生じないように、事業者における情報の取り扱い全体について、組織的な判断を行い、その対応を整理しておく必要がある。</p> <p>法は、第三者提供に際して、本人の同意を不要とする4つの例外を設けている（両ガイドライン参照）。その1つ「法令に基づく場合」に該当。捜査機関の行う任意調査のような任意によるものであっても、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要がないとされている。必ず、照会者の本人確認と身障確認を行うこと。</p> <p>介護保険事業者はFAXのやり取りが多いため、個人が特定できる内容はマスキングをすること。緊急の場合はFAX送信後、電話をし、マスキングの部分も含め、必要な情報を伝える。関係機関より提供された個人情報については、本人の了解を得ていることが前提であると思われるので、その事業所に、個人情報の提供について本人から同意を得ていることを確認し、取得後、本人に利用目的を通知または公表すればよい。</p> <p>利用目的に、実習生やボランティアに対する個人情報の取り扱いを明記する。その上で、個人情報の取り扱いに関する誓約書を取り交わす、十分な説明を行う必要があると思われる。</p> <p>実習生・ボランティアと、外部（視察見学など）とは区別して考えることが必要である。外部に対しては実名まで伝える必要はないように思われる。①同様、利用目的に盛り込むこと、守秘義務の負わせ方についても十分な説明をしておくこと、利用者の同意を得ておくことが守られ、きちんと整理されていけば問題はない。</p>
		② 解決困難なケースで、関係機関の協力を得るため、かなり立ち入った情報を提供しなければならないが、第三者に個人情報を提供する場合は留意点。	
	老 人	③ 事業所として、個人情報管理規程、就業規則等で管理をしているが、類似事業所間で個人情報管理に関して誓約書など取り交わしておくことが必要か。	
		④ 予め限定された相手先に必要最小限の情報を提供する際、本人・家族から同意書を頂いているが、法人内として1枚で良いか。また、利用目的を記し、同意書を頂いているが、どこまで項目を記載する必要があるのか。大まかなものでは意味がないように思われるが、細かくなり過ぎて現実的ではない。また、押印がないと同意の効力はないのか。知的障害の方には、本人の同意のみでなく、保護者等の同意も必要か。	
	障 害	⑤ 退園したAに、入所仲間だったBの連絡先を教えて欲しいと言われた。Bの住所は分かるが、後は分からないので「分からない」と対応した。適切な対応は、	
		⑥ 入退所、移動、死亡等を他の利用者や家族に知らせる際の留意点、月間施設通信に実名を記載すること。	
		⑦ 利用者が死去された場合、同じ利用曜日である方に「お知らせ」を行っているが、「なぜ、事前に経過を伝えてくれないのか、見難いにさえ行っていないのか」と訴えがあった。その方には、個人情報の保護について説明の上、ご容赦願いたいと伝えられているが、十分な納得をして頂いたのか疑問である。	
	社 会	⑧ 長期入院となった利用者の友人が「どうしても入院先を教えてください」と訴えたため、施設責任者と検討し、本人と入院先医療機関のMSWにも了解を取った。病院名のみ教えた。どこまで伝えて良いのか。	
		⑨ 診療記録等は、従来から身分法で守秘義務規定があり、慎重に扱ってきた。本法は、プライバシー保護と混同して無用の混乱を生じる傾向がある。プライバシー保護の意味で、サービスを改善することは良いことだが、本質は個人情報データを大事に考え、本人の同意を得ないで第三者に提供しないことに集中すべき。	
	更 生	⑩ 住所不定状態の方と係っているため、警察署からの問合せが多い。署からの電話や署員の来所など、口頭での照会依頼には、その場で対応できない旨を伝え、施設の管轄局で相談してもらおうと伝える。管轄局からの文書による照会依頼があれば対応する。	
⑪ 介護保険証の番号等の問合せに、どこまで黒く塗りつぶすか迷う。誰のものかわからないことがあるし、急用時の対応が問題。総務ケアを行うために職種間で頻りに情報の交換を行うため、知り得た情報を使用し、ケア計画を立案・実行するが、私たちがどの部分まで情報を得ているかを本人が気にしているのではないかと、情報を提供できないことがある。			
(5) 実習生・ボ ランティア などの受け 入れにおけ る対応	児 童	① 実習生やボランティアへの児童の状況説明、知り得た園児の情報を他に漏らさないことの実習生への周知。	
		② 実習生や外部の方に、施設及び介助方法などの説明をするため、利用者の個人名も入れて説明したところ、「自分の名を無断で他人に教えた」とクレームがあった。クレームは妥当かと思われるものの、必要最小限のことでもあり、取り扱いの困難さを感じる。	

<凡例>種別は施設部会を構成する10の協議会＝児童福祉施設・母子生活支援施設・保育・老人福祉施設・障害福祉施設・社会就労センター・福祉医療施設・更生福祉施設・地域生活施設・介護老人保健施設(各々末尾に協議会を付す)を示す。

本表は、施設部会委員会委員及び参加者からの質問等を要約したものであり、法やガイドラインを理解すれば、ある程度判断できるもの、制度上違う観点が必要なもの、コメントし難いものは省略した。また、コメント文中にあるガイドラインとは「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を指す。(社会福祉事業課)

第五十回神奈川県身体障害者福祉大会開催（県身連創立五十周年記念）



多くの参加者を前に、主催者挨拶を述べる県身連、横地甲子夫会長

去る九月二十五日（日）、第五十回神奈川県身体障害者福祉大会が神奈川県身体障害者連合会と神奈川県の主催により、海老名市文化会館大ホールを会場に一〇〇〇余名の参加のもと、盛大に開催されました。

本大会は、県内の身体障害者が一堂に会し、障害福祉にかかる課題を確認しながら、連帯を深め、ともに生きる福祉社会の実現に向けて大会宣言にかかげる行動を決定し、もって身体障害者の社会参加及び社会福祉の向上の促進を目指すことを目的として開催されたものです。

大会当日は、前日から心配された台風の影響も少なく、定刻どお

大会宣言

（前文省略）

- 一、私たちは、障害者が自立した生活ができるように、必要なサービスが提供され、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、障害のある人の地域生活が確立されるよう注視し、働きかけていきます。
- 一、私たちは、障害者基本法が、障害者に対する差別や権利侵害の禁止等の改正趣旨を踏まえて、適切に施行されるよう、働きかけていきます。
- 一、私たちは、いつでもどこでも安心して暮らせる地域社会を創造するために、関係者との連携を強めながら、自らの力を十分に発揮するよう努力します。

（財）神奈川県身体障害者連合会）

りに開会が宣言され、式典では県身連会長、県知事の主催者あいさつ、海老名市長の歓迎の言葉がありました。続いて表彰式が行われ、県知事表彰九名と県身連会長表彰・感謝状一〇名の方々に賞状が授与され、県議会議長、海老名市議会議長、国会議員の皆様から祝辞をいただきました。

今年度は神奈川県身体障害者連合会創立五十周年の記念すべき大会であり、会員一同大会宣言にかかげる目標に向かって、より一層の結束力を高め、今後の活動にも存分に力を発揮していくことを確認しました。

読

者

の音

―募金にみた地域福祉力―
集まった硬貨を数えるだけでも

数人がかりで半日はかかる大仕事
が今年もようやく終わった。

千円札がまばらで、一万札は皆
無。地区社協の「会費」という名

目の任意の寄付金。
単位自治会長さんが約三千弱の

全世帯から、集めて持ってきて下
さったもの。善意だから、多寡で

ないが、「通知表」を受け取るよう
にどきどきしながらのコイン数

え。何とか昨年の実績を上回って
ほっとした。

任意の寄付ではあるが、何年か
の推移をみると興味深いことが浮

かび上がってくる。単位自治会に
よって、ぐんぐん実績が伸びる場

合と、下がればなしの場合とに
分かれた。その要因は、福祉の理

解度などとは関係がなかった。
一般的に、会長から組長・班長

に募金趣旨といつまでに集めるな
どの手順が説明され、組長・班長

が各世帯にどのようにして集める
かはまかされていた。

つまり、組長が自分の空いた日

時に担当世帯を歩いて、たまたま
いた方からのみいただく。

世帯分集まらないと「不足」が
目立つので組長は何度も再訪問し

て必死に集める「自治会費」とは
大違いなのである。

実績が伸びた自治会長は、組長
に次のような指示を出していた。

「組長は、事前に各世帯に何日の
昼間か夜かに集金に行くことを伝

えよ」。

ただそれだけの指示。なのに結
果に大きな開きが出た。

下がればなしの自治会長は、
「例年通り」組長に行動を注文し

たら文句を言われる」との姿勢で
あった。

自治会長に左右される「町の福
祉の軍資金」。我が自治会費から

の一括納入している共同募金が本
当に「住民の意思の反映（参加）」と

なっているのか気がかりになった。
（匿名）

投稿をお寄せください

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。分量は700字程度。匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX：045-312-6302
Mail：kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

県社協のひろば

児童相談所長との連絡調整会議の開催

県民児協では去る九月十二日、県中央児童相談所において「児童相談所長と県民児協常任理事との連絡調整会議」を開催しました。

児童虐待の問題が深刻化する中、民生委員児童委員、主任児童委員（以下、「児童委員」）は児童相談所との連携を密にして、その予防・再発防止に向けた活動を行っています。この会議は更なる支援の充実を目的に、平成十三年度より年一回、五ヶ所の県児童相談所の所長と十二名の常任理事が集い、意見交換を行なっているものです。

会議では、「見守り活動」と「守秘義務」の取り組み方が提起されました。個別支援の際、身近な相談・支援者である児童委員は当該家庭の様子を窺ったり、訪問などの見守りをして、児童相談所に報告しています。児童相談所側からは、具体的な指示を得て見守りを行った児童委員の安心し、かつ、的確な動きができているといます。しかし、指示を得ていない場合はケース宅周辺を右往左往し、住民に怪しまれたり、積極的に聞き取り調査を行ったことで本人に気付かれ、その後の支援に支障をきたしたといった例があります。このことから、児童相談所が児童委員に見守りを依頼する際は、具体的な方法や期間、頻度などの指示を出してもらうこととし、児童委員からも、積極的な指示を得ていくことを

確認しました。

「守秘義務」については、各民児協の定例会や児童相談所でのケース検討会議など、日頃から申し合わせることで、情報の漏洩はほぼなくなり、改善が図られているとしながらも、関係機関の間での情報の共有について、双方に認識の違いがあることが分かりました。これらの課題には、児童委員も常に迷いを感じています。その解決に向け、今後、様々な機会にこの課題を取り上げることにより、双方によるその時々に必要な確認作業の徹底を促すこと、また、研修を重ねることにより、児童委員全体の共通理解を深めて参ります。

そして、関係機関との信頼関係を確かなものにし、虐待により辛い思いをする親子を一緒に減らすための支援を展開して参りたいと思います。（生活支援担当・県民児協事務局）

平成十八年度教員免許特例法による社会福祉施設等での介護等体験事業説明会を開催

本会福祉人材センターでは、平成十年四月から教員になるための必須要件となった、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下、介護等体験）に基づく平成十八年度の事業実施に向け、主に県内の大学等の事務担当者（三十二校）を対象とした説明会を去る九月十四日に開催いたしました。

介護等体験は、急速に進む少子・高齢化により介護の担い手が不足していく将来を見据え、教員の資質向上の一貫として、特に義務教育学校の教員養成において、高齢の方や障害を持った方と触れ合う体験を持ち、その体

験を教育に生かしていくことが求められていることから、主に社会福祉施設などにおいて五日間から七日間にわたり、介護等の体験を行なうものです。

平成十七年度の申込者等は表のとおりで、十八年度についても同数の申込者を見込んでいます。説明会では、四千名を超える申込者がある中で、学生の都合による辞退や日程変更などにより、受け入れ側の福祉施設では事前の準備や実習日の調整に困難をきたしている状況があること、事前に施設側から必要とされた内容の健康診断・細菌検査を受けることへの理解を得たいことなどを伝え、学校側から学生への心得指導などの徹底を図っていただくよう、お願いしました。また、本年度より全面施行された「個人情報保護法」を受けて、福祉施設側並びに学校・学生側双方とも個人情報の保護や守秘義務の徹底について適切な対応をはかることについても依頼しました。

介護等体験によって初めて福祉施設を訪れる学生もおり、施設利用者や職員との関わりを通して、多くの気づきを得る貴重な機会となっています。教員を志す学生たちにとって有意義な体験となりますよう、関係施設・機関のご協力をお願いします。（福祉人材課）

平成十七年度実施状況

申込学校数	90校 (県内28校・県外62校)
申込者	4261人
受入施設	307施設



講座の企画からフォローアップまで

～生涯学習ボランティアの活躍～

地域の公民館などでは、趣味や教養などの各種講座が開催され、そこには多くのシニアの方が参加しています。

その講座に参加者としてではなく、生涯学習ボランティアとして企画・運営に携わるシニアの方もいます。参加する側から、企画する側へ。今号ではシニアの生涯学習ボランティア活動について紹介します。

「生涯学習ボランティア」と一言で言っても、最近増えてきているパソコンボランティアをはじめ、趣味やスポーツなどの指導、観光ガイド、講座・イベントの企画・運営など、その活動領域は幅広く、活動内容も多種にわたります。

また、活動の方法も、県や市区町村の生涯学習センターに指導者・講師として登録をし、依頼があった場合に活動する例から、自主的なグループをつくり独自に活動する例もあります。

いずれにしても、これまで培った経験や技術、あるいは自分が学習してきた成果を生かして、社会貢献をするべく、さまざまな学習活動の支援をしているのが生涯学習ボランティアです。

* *

このような生涯学習ボランティアの中で、住民向けの講座の企画から運営、また講座修了後のグループ化支援など、フォローアップまでかかわっている活動もあります。

本紙で以前にご紹介をしたことがある「いせはら生涯学習ボランティア協会」も、こうした活動を行う生涯学習ボランティアの一つです。

もともと伊勢原市が主催した「生涯学習ボランティアリーダー養成講座」の修了生が集まり活動を始めたグループです。

これまでに公民館と協働して、協会が企画・運営を行い、生涯学習講座を開催しています。例えば、薬草講座から「薬草を楽しむ会」が、園芸講座からは「愛・采・花」という修了生による自主グループが誕生しています。

講師も外部から招くこともありますが、講座のテーマによっては、会員の中にそのテーマに合った知識を持った人がいることがありますので、その人が講師を務めることもあります。

また、市民による手作り講座のため、市民のニーズや関心もよく分かりますので、講座のテーマに反映させていくことも可能になります。

そうして、協会のメンバーが講座修了生のグループ化への支援にかかわることで、その後も、グループ相互の活動の情報交換や、連携を密に図ることができ、活発な活動展開へとつながります。

* *

生涯学習ボランティアは、これまでの知識や経験、技術などを活かせる社会参加活動の一つです。シニアがこれまで受講するだけだった講座も、自分の得意なことを活かして企画・運営をする側へと立場を移すことにより、活躍の場はより大きく広がります。

センターからのお知らせ

～高齢社会を輝いて生きる～
あなたの元気サポート展開催

「安心して『元気』で暮らし、趣味やスポーツ活動を通して『元気』に輝き、『元気』を地域活動に活かす」をテーマに開催します。この機会にぜひ自分の「健康」「地域」「将来の生活スタイル」を見直すきっかけになれば幸いです。

【開催日】平成十七年十月三〇日（日）午前一〇時～午後四時
【会場】新都市プラザ（横浜をこう地下二階正面入口前）

【内容】健康チェック、体力測定、ニュースポーツ紹介、自助具展示・体験、IT機器の展示・パソコン体験、老人クラブ活動紹介、悪質商法被害未然防止啓発、防犯教室、ともしびポスター・絵本コンテスト入賞作品紹介、シニア短歌大会入賞作品展示 等

【参加費】無料

このページに関するお問い合わせ

かながわ長寿社会開発センター

TEL 045-311-8734

FAX 045-312-6302

URL <http://www.nenin.or.jp/Kanagawa>

E-mail tyoujyu@jinsyakyo.or.jp

